

広島市条例第50号

令和7年12月12日

広島市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

広島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松井一實

広島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

広島市職員等の旅費に関する条例（昭和27年広島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

「第1章 総則」を削る。

第1条第1項中「本市」を「市」に、「運営を」を「運営に」に改め、同条第2項中「条例に特別な」を「法令（条例を含む。以下同じ。）に特別の」に改める。

第2条第1項第6号中「職員が」を「職員又は職員以外の者が」に、「職員については」を「場合又は各機関の長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所（以下「住所等」という。）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所等」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第7号中「住所等」を「住所若しくは居所」に改め、同項第8号中「職員が、」を「職員が」に、「若しくはその扶養親族又は」を「又

はその」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第9号中「扶養親族」を「家族」に、「以下」を「次号において」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の1号を加える。

(II) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）

第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項中「何級の職務」及び「当該級の職務」を「職務の級」に、「市長の」を「は市長が」に、「職務を」を「職務の級を」に改め、同条第3項を削る。

第3条第2項中「、その配偶者」を削り、「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「ため」を「ための」に、「免職」を「免職（罷免を含む。）」に改め、同項第2号、第4号及び第5号中「ため」を「ための」に改め、同条第3項中「第16条各号又は」を「第16条各号若しくは」に、「は、同項」を「は、前項」に、「旅費は」を「旅費は、」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、同条第6項中「、第4項」を削り、「外」を「ほか」に、「条例」を「法令」に、「定」を「定め」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第7項を削り、同条第8項中「及び第4項から第6項まで」を「、第4項及び第5項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「範囲内で市長が」を「範囲内で規則で」に改め、同項を同条第7項とし、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「各機関の長又はその委任を受けた者（以下「」を削り、「」という。）の」を「の」に、「行わなければ」を「行われなければ」に改め、同項第2号中「又は第5項」を削り、同条第2項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）」を「の変更を」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基き、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条に次の2項を加える。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行

命令簿又は旅行依頼簿（これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この項及び次項において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「因り」を「より」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第6条を削る。

第7条中「旅費は」の右に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第20条までに規定する種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に、「又は方法によつて」を「又は方法により」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第12条までを削る。

第13条第1項中「は、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当者等」という。）」を「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求又は精算に必要な資料として市長が定めるものを市長」に、「添付書類」

を「資料」に、「旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費」を「旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「所定の」を「規則で定める」に改め、同条第3項中「支出担当者等」を「市長」に、「結果、」を「結果」に、「所定の」を「規則で定める」に改め、同条第4項を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の6条を加える。

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（内国旅行にあつては市長等に限り、外国旅行にあつては市長等、公営企業管理者及び職務の級が7級以上の者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等、公営企業管理者及び職務の級が8級の者が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（内国旅行にあつては市長等に限り、外国旅行にあつては市長等、公営企業管理者及び職務の級が7級以上の者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等、公営企業管理者及び職務の級が8級の者が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 内国旅行の場合であつて、市長等が移動するとき 最上級の運賃の額

- (2) 外国旅行の場合であつて、市長等が移動するとき 最上級の運賃の額
- (3) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が 3 以上に区分された航空機により公営企業管理者及び職務の級が 8 級の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
- (4) 外国旅行の場合であつて、職務の級が 7 級以下の者が著しく長時間にわたる移動として市長が定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額
(その他の交通費)

第 12 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外の交通手段を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、第 3 号に掲げる費用のうち規則で定める移動に要するものにあつては、規則で定める額とする。

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第 80 条第 1

項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2に定めるところによる。この場合において、同表中「内閣総理大臣等」とあるのは「市長等」と、「指定職職員等」とあるのは「公営企業管理者及び職務の級が8級の職員」と、「10級以下の者」とあるのは「7級以下の職員」とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が定める場合における宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第14条及び第15条を次のように改める。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用（第18条第1項第1号において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額（前条第1項の規定により読み替えられた省令別表第2に定める額をいう。）の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費

用とし、その額は、省令別表第3に定める1夜当たりの定額とする。

「第2章 内国旅行の旅費」を削る。

第16条から第24条までを次のように改める。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任（市長が定めるものを除く。次条及び第18条第1項において同じ。）に伴う転居に要する費用（同項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、その中から最も経済的なものを転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額として市長が定めるものを転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の規定による算定に当たつては、この条例及びこれに基づく規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から

当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市長が定める費用の額とす

る。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5に定める定額とする。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第10号に掲げる順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、市長が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号（同条ただし書を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条各項、第14条、第16条各項、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第25条から第33条まで及び第3章並びに第4章の章名を削る。

第43条第1項中「各機関の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他」を「旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上」に、「他の条例」を「他の法令」に、「こえて旅費」を「超えた旅費又は通常必要としない旅費」に、「こえる」を「超える」に、「について、旅費の全部又は一部」を「又はその必要としない部分の旅費」に改め、同条第2項中「各機関の長」を「旅行命令権者」に、「他の条例」を「他の法令」に、「市長に協議して定める」を「市長が定めるところにより」に改め、同条を第25条とする。

第44条中「第47条」を「第47条第1項若しくは第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 各機関の長は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

第44条を第26条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第27条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任規定)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第45条、附則第10項、別表第1及び別表第2を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の広島市職員等の旅費に関する条例（以下この項、次項及び附則第4項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日

(以下この項及び次項において「施行日」という。) 以後に新条例第2条第1項第6号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の広島市職員等の旅費に関する条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。

ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に同号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

5 審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員に対する報酬及び費用弁償条例（昭和28年広島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「6級の職務」を「職務の級が6級」に改める。

6 地方自治法第207条等による費用弁償額及び支給方法条例（昭和22年7月28日広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「以下」を「以下の職務」に、「級の職務」を「職務の級」に改め、「（住所又は居所から8キロメートル以内の地域の旅行の場合は、日当のみ。）」及びただし書を削る。

7 小河内財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和4年広島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により弁償する費用の額は、広島市職員等の旅費に関する条例（昭和27年広島市条例第17号）に規定する職務の級が5級にある者相当の旅費額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。

第3条第3項及び別表を削る。

8 三入財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年広島市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により弁償する費用の額は、広島市職員等の旅費に関する条例（昭和27年広島市条例第17号）に規定する職務の級が5級にある者相当の旅費額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。

第3条第3項及び別表を削る。

9 高南財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和4年広島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により弁償する費用の額は、広島市職員等の旅費に関する

る条例（昭和27年広島市条例第17号）に規定する職務の級が5級にある者相当の旅費額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。

第3条第3項及び別表を削る。

10 元宇品町財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により弁償する費用の額は、広島市職員等の旅費に関する条例（昭和27年広島市条例第17号）に規定する職務の級が5級にある者相当の旅費額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。

第3条第3項及び別表を削る。

11 砂谷財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年広島市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により弁償する費用の額は、広島市職員等の旅費に関する条例（昭和27年広島市条例第17号）に規定する職務の級が5級にある者相当の旅費額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。

第3条第3項及び別表を削る。